

制度の特徴	制度名（略称）	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 （全国小口）	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人（商業・サービス業では5人）以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行う事業者 ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに法令で定める数以下で、その法令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち特定事業を行う事業者 ③事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行つう企業組合で、その事業に從事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行つう協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者（上記①から⑤に掲げる事業者を除く）	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高（または融資権度額）との合計が2,000万円以下となる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6ヶ月以内 電債割引 6ヶ月以内	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある	原則として無担保	原則として無担保
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 （長経）	次のいずれかに該当する中小企業者 ①常時使用する従業員の数が20人以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②常時使用する従業員の数が20人以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、前各号に準ずるものの債務超過でなく今期利益計上見込み（次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う） ③申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 ④申込人の正味資産が2億円以上 ⑤工場・事務所・賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み ⑥保証を3年以上継続しており、3,000万円以上の残高実績がある	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要	不動産担保を要す	
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証制度 （SSS保証）	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者（創業を予定している方） ①事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内（※）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある内 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6ヶ月以内 ②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 ③事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である	1企業 3,500万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年内)	不要	不要	
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証制度 （SDGs保証）	SDGs（持続可能な開発目標）に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者	1企業・1組合 3,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間1年以内を含む)			
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度 （健康DS保証）	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録等を受けている 1. 「健康企業宣言」証 2. 「トライカーボン」くるみん 3. 「安全衛生優良企業」 4. 「えんぱし認定」または「プラチナくるみん」 5. 「ユースエール認定」 6. 「とうきょう次世代育成サポート企業」 7. 「TOKYO働き方改革宣言 バランスマ認定企業」（過去認定企業を含む） ②以下のいずれかの取組みを推進している 1. 従業員の健康診断受診率（直近）が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材（女性・高齢者・外国人・障害者等）を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関所定期利	必要に応じ	
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	貸付専用型 （当貸1）	同一事業3年以上で2期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と6ヶ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合（組合は企業組合、協業組合に限る）で次のいずれかに該当する方（個人） ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産（自宅・店舗等）がある （法人）保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年		法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある	
	事業者カードローン （当貸2）	同一事業3年以上で2期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と6ヶ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合（組合は企業組合、協業組合に限る）で次のいずれかに該当する方（個人） ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する（法人）保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内	事業資金 1年または2年		原則として不要	
	創業カードローン （アーリーカード）	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの	1企業・1組合 300万円	事業資金 1年		原則として、借換を行ふ既存の保証条件と同じ。返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。	
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証 （条件改善型借換保証 （条変改善借換））	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)⑩			
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 （私募債）	次の基準①～③について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方 ①純資産の額 5千万円以上3億円未満 ②自己資本比率 20%以上 ③純資産倍率 2.0倍以上 ④使用総本事業利益率 10%以上 ⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額 4億4,800万円) *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行費用等は申込金融機関に確認してください	不要	
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 （財務無保証人）	※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 （私募債）は、中小企業信用保険法に定める「会社」 （財務無保証人）は、中小企業信用保証法に定める「中小企業者」	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内			
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証制度 （短期一括）	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近において経営利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること	1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内			
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	タイアップ成長支援保証 （タイアップ）	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していく方針である中小企業者（申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す）	1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある		
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災復興緊急保証 （震災緊急）	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機連携保証 （危機連携）	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合（国が指定した危機指定期間のみ利用可能）	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
一定の要件を満たす中小企業者について保証人を微求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証制度 （承継特別）	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過しないもの。 ③次のアからエまでに定めた全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること。 イ EBITDA有利子負債倍率（注）が15倍以内であること。 ウ 法人・個人の分離がなされていること。 エ 返済済和している借入金がないこと。 （注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債・現預金）÷（営業利益+減価償却費）	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金（個人保証あり）の借換も可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前ににおける個人保証を提供している既往借入金（申込金融機関以外のプロパー借入含む）の返済資金に限る	金融機関所定期利	必要に応じ	
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 （持株承継）	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を有する事業の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支持することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保証法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく	1企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る	法人…必要となる場合がある		
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 （自主廃業支援）	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や經營者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込まれること ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要となる事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある		
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るために保証※1	伴走支援型特別保証制度 （伴走特別）	（1）から（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）経営行動計画書を策定していること。 （2）アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月間の売上高緑業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高緑業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高緑業利益率が直近決算前月の売上高緑業利益率と比較して5%以上減少していること。	1企業・1組合 1億円	事業資金 10年以内 (据置期間5年以内を含む)	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある経営者保証免除対応（※2）を適用する場合は不要		
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従つて事業再生を行つたものに対する保証※1	事業再生計画実施閑連保証（感染症対応型）制度 （改善サボ感染）	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づく事業再生を行つたもの。	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間5年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る	法人…必要となる場合がある個人…原則として不要組合…必要となる場合がある経営者保証免除対応（※2）を適用する場合は不要		

⑩返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。

※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が保証料率0.2%～1.15%になるよう国が補助。

※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。